（法第八条第一項の国土交通省令で定める要件）

第二条　（略）

（権限の委任）

第三条　法に規定する国土交通大臣又は観光庁長官の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。

一　法第六条第一項の規定による届出（共通乗車船券を発行しようとする運送事業者に航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者が含まれる場合に係るものを除く。）の受理　共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長

二　（略）

2　（略）

（提出の経由）

第四条　（略）

2　（略）

（独立行政法人国際観光振興機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人国際観光振興機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（削る）	（経理方法） **第十七条**　機構は、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第十二条に規定する経理区分に従い、同法第十一条第二号の業務のうち国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係る業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理については交付金勘定を、その他の業務に係る経理については一般勘定を設けて経理するものとする。
第十七条～第十九条　（略）	**第十八条～第二十条**　（略）

附　則

この省令は、外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年四月十八日

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人国際観光振興機構の項中「第十条第三項」を「第十一条第三項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

会計検査院長　河戸　光彦